

# 指定居宅療養管理指導、指定介護予防居宅療養管理指導運営規程

1. 医療法人社団 洞庭医院は、石川県知事指定の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）実施施設です。（事業所番号 0116888）

## 2. 居宅療養管理指導等の目的

医師が行う居宅療養管理指導等は、ケアマネージャーが作成するケアプランに必要な情報の提供や利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行います。

## 3. 実施時間・実施地域

医師による居宅療養管理指導等 ※ 通常、訪問診療や往診時に行います。

月・火・水・金	午前8時30分から午後17時30分	日曜、祝日（振替休日を含む）、年末年始、
木・土	午前8時30分～12時	夏期休暇、その他事業所が定める休業日を除く

通常の事業実施地域は、金沢市です。

## 4. 利用料、その他の費用等

＜介護保険の利用料（窓口負担）＞医師による居宅療養管理指導（1回につき：月2回まで）

単一建物 居住者数	在医総管・施設総管を算定しない			在医総管・施設総管を算定する		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1人	515円	1,030円	1,545円	299円	598円	897円
2～9人	487円	974円	1,461円	287円	574円	861円
10人以上	446円	892円	1,338円	260円	520円	780円

（令和6年6月1日現在）

### ＜その他の費用＞

訪問診療や往診（交通費を除く）、それに伴う治療の費用及び、治療に関する電話相談などは、医療保険として取り扱われ、医療保険の一部負担が、別途かかります。

## 5. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者として院長 洞庭 賢一を選定しています。

（2）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、市町村に速やかに通報します。

## 6. 個人情報の保護

居宅療養管理指導等の業務上に知り得た患者様の情報は、正当な理由がなくその秘密を漏らしません。ただし、ケアプラン作成に必要な情報は、患者様、ご家族様の同意を得て居宅介護支援事業者に提供します。

## 7. 利用者及びご家族からの相談又は苦情について

相談や苦情があれば、下記の窓口へお気軽にご相談ください。事情を聴き、内容を把握し、必要な対応を行います。また、内容により、市町村や居宅介護支援事業者等と連携し必要な対応を行います。

必要に応じ医学的な観点から、他の事業者との連絡調整を行い、苦情が発生ないように努力します。

当院窓口	洞庭医院 金沢市広岡1丁目12番5号 電話番号 076-221-6875	責任者 院長 洞庭 賢一
市町村窓口	金沢市福祉健康局 福祉政策課 金沢市広坂1-1-1 電話番号 076-220-2288	
公的団体窓口	石川県国民健康保険団体連合会 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎（4, 5階） 電話番号 076-261-5194	

令和7年6月1日  
洞庭医院 院長